

協議第97号

平成16年10月26日確認

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

平成16年10月26日提出

津地区合併協議会

会長 近藤康雄

協議項目	8 地方税の取扱い (修正案)	調整の内容(案)	<ol style="list-style-type: none">1 個人市民税の均等割額については、地方税法の定めにより標準税率で課税する。2 法人市民税の法人税割について、資本等の金額が一億円を超える法人には、13.5%の税率で課税する。3 入湯税については、鉱泉浴場への入湯客1人1日150円を課税する。4 都市計画税については、市街化区域の土地及び家屋に都市計画税(税率:0.3%)を課税する。 ただし、久居市、河芸町、香良洲町の区域については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、平成22年度までの間に限り、課税を免除する。 なお、都市計画税は、都市計画税が課税されている市街化区域において、下水道事業、街路事業、区画整理事業等を行う別枠の財源とする。
関係項目			